

P F S アクションプランに係る令和3年度の取組状況のフォローアップ結果について

アクションプラン		令和3年度		
番号	項目	記載	取組状況及び今後の予定	民間の有識者からの意見
3 (1)	ア 共通のガイドラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● P F Sを活用しようとする地方公共団体等の参考となるよう、海外のガイドラインや、先進的な事例を踏まえつつ、以下を始めとする事項についての考え方を整理した共通のガイドラインを作成する。その際、民間事業者、評価専門家、外部有識者等の意見も踏まえる。(令和2年度) <内閣府> 	<p>【内閣府】令和3年2月に作成した共通のガイドラインについては、セミナー、相談及び各種支援事業において活用し、周知している。</p> <p>【厚生労働省・経済産業省】共通のガイドラインの内容を踏まえ、令和3年9月に医療・健康及び介護分野の手引きを作成した。</p> <p>【法務省】共通のガイドラインを踏まえ、令和4年度中に再犯防止分野の手引きを作成する予定である。</p>	<p>【青柳氏】ガイドライン及び手引きを始めとする必要な情報が、地方公共団体等において容易に検索して利用できるよう、ウェブサイト等の発信の仕方を工夫することが望ましい。</p> <p>【金子氏】共通のガイドラインと、医療・健康及び介護分野の手引きの間で、事例の紹介など重複する記載が見受けられる。手引きの充実が図られていく中で、ガイドラインは概要を中心、それぞれの手引きは各分野の事例を含めた詳細を扱うなど、役割分担がされて、わかりやすくなることが望ましい。</p> <p>【幸地氏】作成されたガイドラインや手引きについて、有効に活用されているのか、改善の必要はないか、地方公共団体の声を拾い、適宜ブラッシュアップしていくことが望ましい。</p>
	イ P F Sを活用する地方公共団体等に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における導入可能性の検討の支援(支援事業)を実施し、P F S事業の案件形成を促進する。また、他の地方公共団体における導入可能性の検討に資するよう、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をガイドラインに反映させる。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁> ● 支援事業等を通じて、地方公共団体のP F Sの活用分野等に関するニーズの把握・掘り起こしを進めるとともに、必要に応じて、新たな重点分野を設定し、その分野を所管する府省庁を中心としてP F Sの普及促進に取り組む。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁> ● 加えて、P F Sの活用に当たっての課題を把握し、関係省庁の協力を得て改善策を検討するとともに、P F Sの活用により追加的に発生する様々な負担を把握し、関係省庁の協力を得て、それを軽減するための対応を検討する。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁> ● P F Sに関する専門的知識を有する者を地方公共団体に派遣することを検討する。(令和3年度から) <内閣府> ● P F S事業に活用可能な支援制度等(ヘルスケアサービス社会実装事業、地方創生推進交付金等)の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者に提供する。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁> 	<p>【内閣府】令和3年5月、令和2年度支援事業の報告書を公表した。令和3年度支援事業として、枚方市及び太宰府市における案件形成支援を実施しており、検討事項や過程等を取りまとめ、令和4年度早期に公表する予定である。支援事業は、令和4年度も継続して実施する。</p> <p>【内閣府】P F S官民プラットフォームでのアンケート、内閣府における自治体等相談事業を通じて、ニーズの把握と掘り起こしを進めた。令和4年度以降は、まちづくり、環境など事例の少ない分野でのPFS導入可能性の検討を進める。</p> <p>【厚生労働省】就職氷河期世代の不安定就労者の多い全国16の都道府県において、民間委託による成果連動型の就職支援を実施中。また、民間教育訓練機関への委託等により行う公的職業訓練においても、従前より、訓練受講者の就職実績等に応じた委託費等の支給を行っているが、令和3年度補正予算による新たな取組として、IT分野の職業訓練コースについて、訓練受講者の資格取得率や就職率等の要件を満たす場合に委託費等の上乘せ支給を行っている。</p> <p>これらの事業について、行政事業レビューにおいて検証等を行い結果を公表している。引き続きこういった取組を進めてまいりたい。</p> <p>【法務省】令和4年度中に策定予定の次期再犯防止推進計画において、再犯防止分野におけるP F S / S I Bの利用促進を盛り込む方向で検討している。</p>	<p>【幸地氏】組成案件は、他の地方公共団体に横展開できる設計とすることが望ましい。案件自体を他の団体が参考にできるように、既存のエビデンスを参照し、成果指標、評価方法を妥当なものにすることはもちろん、事例構築の中で得られた結果を分析して知見としてまとめ、共有することが大切である。</p> <p>【青柳氏】就職支援等の事業の実施状況や、結果について検証し、分かりやすく公表することが重要である。</p> <p>【金子氏】まちづくり、環境等の新たな分野の事例構築を進めることで、これまでPFSに関心のなかった事業者や世の中の関心が高まることが期待される。</p> <p>【幸地氏】PFSの導入が目的化しないように意識する必要がある。ソーシャルファイナンスの導入に当たり、関係者が問題意識や成果指標の設定について合意できる見込みがあるか等、PFS導入可能性を検討するための項目をまとめることも一考される。</p>
			<p>【内閣府】案件形成支援、官民連携プラットフォーム等の事業を通じ、PFS活用に当たっての課題の把握と対応策の検討、公表を行った。令和4年度も引き続き、PFSの活用に当たっての課題の把握、情報の提供に努める。</p>	
			<p>【内閣府】令和3年度は、内閣府職員を講師として、地方公共団体に6回、延べ105団体にPFSの説明等を行った。令和4年度以降も本取組を継続する。</p>	<p>【青柳氏】活発に周知していることは認められる一方、実際にPFS事業の実施や、各府省庁の支援の活用検討にまでつながっていない状況について、どこに課題があるか検討する必要がある。</p> <p>【幸地氏】積極的な周知も重要であるが、PFSに関心のある自治体と企業がマッチングできる機会を提供していく必要がある。</p>
			<p>【内閣府】昨年度までに引き続き、活用可能な支援制度をポータルサイトに掲載したほか、令和4年度の支援事業の予定について、ポータルサイト及び官民プラットフォームで情報提供を行った。令和4年度以降も、適時の情報更新と併せ、本情報の充実を進める。</p>	

番号	項目	記載	取組状況及び今後の予定	民間の有識者からの意見
3 (1)	ウ PFS事業の横展開に向けた理解促進等	● PFSのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例等の情報を提供する。(継続) <内閣府>	【内閣府】令和3年度は、国内事例を追加するとともに、パンフレットの更新を行った。令和4年度以降も、引き続き、国内外の先進的な事例等の情報収集を行う。	【金子氏】PFSポータルサイトは、PFSを活用しようとする団体等にとって、必要な情報がワンストップで利用できるものとなっている。 【幸地氏】海外の情報が少ないように見受けられるため、国外事例の情報を充実させることが望ましい。また、国内の知見を海外へ発信することも検討されたい。
		● 地方公共団体等を対象としたセミナー等の開催のほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、PFSについての理解促進を進め、その活用を働き掛ける。(令和2年度から) <内閣府>	【内閣府】令和3年度は、内閣府職員を講師として、地方公共団体に6回、延べ105団体にPFSの説明等を行った。令和4年度以降も本取組を継続する。(再掲)	【金子氏】地方公共団体等への職員派遣については、新たに関心を持った地方自治体等の職員がPFSに関する理解を高める有効手段の一つとして、継続していただきたい。
		● PFS活用の気運を醸成するため、PFS活用のための地方公共団体等と民間事業者、大学等間の連携、情報共有を促進するネットワークの構築に取り組む。(令和3年度から) <内閣府>	【内閣府】令和3年度は、PFS官民連携プラットフォーム設立・運営を委託し、令和4年2月までに413団体が参加している。同プラットフォームの活動として、シンポジウム、未活用ワーキンググループ、特定テーマワーキンググループを開催した。令和4年度も本取組を継続する。	
エ PFSの補助制度の検討	● 地方公共団体によるPFSの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、関係省庁と連携し、PFSの補助の仕組みについて検討する。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>	【内閣府】令和3年度は、成果連動型民間委託契約方式推進交付金を活用する地方公共団体を募集し、4団体の事業を採択した。また、次年度に新たに交付金を活用する団体を募集している。令和4年度は、引き続き、同補助事業を活用し、地方公共団体が行うPFS事業を支援する。	【金子氏】交付金について、採択数は少なくとも、これを活用した新たな事業が生まれたことには意義がある。採択に至る事業が伸びなかった要因、PFSを実施していない自治体の関心、自治体の規模による要因などを分析することで、より良い制度になるのではないかと。小規模の自治体では、規模によって、取組が進みにくいことも考えられる一方、地域間連携により規模を大きくする場合には、連携のためのコストや困難も考えられる。そうした自治体が前向きに取り組むきっかけにできるような地域間連携に対するインセンティブ等も検討してみてはどうか。 【幸地氏】地方公共団体から交付金活用の難易度が高いとの声が聞かれるため、より活用しやすい工夫が必要である。また、PFSの本質的な目的としてイノベーションの促進があるところ、先進的な介入を行う事業においては、その効果を事前に推定することが難しく、リスク負担の観点から固定払いを設定するケースが多く、この場合、PFS交付金を活用することができない。こうした点の改善も検討していただきたい。	
3 (2)	ア 医療・健康、介護分野(ア)分野別のPFS事業実施のための手引きの作成	● 共通のガイドラインを踏まえた上で、PFSを活用する地方公共団体の参考となるよう、関係省庁の支援を受けた事業等の事例をもとに具体的な成果指標や支払条件等について例示等する分野別のPFS事業実施のための参考となる手引きを作成する。当該手引きにおいては、例えば以下の点を盛り込むものとする。(医療・健康：令和3年度、介護：令和4年度) <厚生労働省、経済産業省>	【厚生労働省・経済産業省】令和3年9月、共通のガイドラインを踏まえ、医療・健康及び介護分野の手引きを作成した。	【幸地氏】多くの事例が掲載されており、PFS検討の参考になる一方で、各事例が容易に横展開できる設計となっているかは懸念点である。既存のエビデンスを参照し、成果指標、評価方法等を検討する、得られた結果のエビデンスレベルについても評価するなど、事例構築の中で得られた結果を分析してまとめ、共有することが大切である。
	(イ)支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備	● 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等の設定等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合に具体的などのような政策効果(インパクト)を期待し得るかや地方公共団体が保有するデータの活用方法について、関係省庁の支援を受けた事業等の事例や研究等をもとに参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。(令和2年度から) <厚生労働省、経済産業省>	【厚生労働省・経済産業省】過去の事例における成果指標や支払い条件等の詳細について、令和3年9月に作成した医療・健康及び介護分野の手引きに掲載した。 令和2年度より予防・健康づくりの政策効果に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業を実施しており、令和4年度の実証終了後、令和5年度より保険者等による予防健康事業等に活用していく予定。 【厚生労働省】介護について、令和2年度老人保健健康増進等事業において、介護予防に関する成果連動型の取組を行っている市町村の事例の収集を行うとともに、すでに取組を実施している市町村の協力を得て、効果の検証等を行い、成果連動型の取組を推進する際の留意事項等を整理した上で、令和3年3月に報告書にまとめ、公表した。	(再掲) 【幸地氏】組成案件は、他の地方公共団体に横展開できる設計とすることが望ましい。案件自体を他の団体が参考にできるように、既存のエビデンスを参照し、成果指標、評価方法等を妥当なものにすることはもちろん、事例構築の中で得られた結果を分析して知見としてまとめ、共有することが大切である。

番号	項目	記載	取組状況及び今後の予定	民間の有識者からの意見
3 (2)	(イ) 支払額等 や成果指標の評 価の根拠となる エビデンス環境 の整備	● PFS事業の具体的取組内容とそれによる成果指標の改善状況等といった結果が、今後PFSを活用する地方公共団体にとって参考にし得るものとなることから、関係省庁が支援したPFS事業については、関係者の同意が得られる範囲で、その結果から得られた知見を地方公共団体や民間事業者に提示する。(令和2年度から) <厚生労働省、経済産業省>	【厚生労働省】過去に案件形成支援を行った保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業を踏まえた事例集(平成29年～令和元年の3年分)を作成し、令和2年9月にPFSポータルサイトにおいて公表を行った。令和4年3月にPFS/セミナーにおいて、当該事業の概要や得られた知見等まとめた事例集について改めて周知を行った。 また、介護については、令和2年度老人保健健康増進等事業において、介護予防に関する成果連動型の取組を行っている市町村の事例の収集を行うとともに、すでに取組を実施している市町村の協力を得て、効果の検証等を行い、成果連動型の取組を推進する際の留意事項等を整理した上で、令和3年3月に報告書にまとめ、公表した。 【経済産業省】令和2年度に総括レポートを公表した神戸市SIB事業及び八王子市SIB事業に続き、令和4年1月には広島県SIB事業の事業結果等をまとめた総括レポートを作成し、公表した。	【青柳氏】各省の支援事業について、対象事業の分析・評価の結果を利用しやすい形で公開することが、PFSの横展開を図る上で重要である。
	(ウ) 横展開を 進めるための支 援事業等の実施	● 多様なPFSの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでPFSの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めた支援を実施する。(継続) <厚生労働省、経済産業省>	【厚生労働省】神奈川県等、PFSに関心のある地方公共団体からの相談に対し必要な助言等を行っている。 【経済産業省】医療・健康及び介護分野において、これまでPFSの活用による課題解決の実績がない事業テーマを中心に、熊本県内の市町村をはじめとする複数の地方公共団体に対する案件形成支援を実施した。令和4年度も引き続き、モデル事業の創出を推進する。	
		● 関係省庁の支援を受けたPFS事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康、介護分野におけるPFSの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等を把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。(令和2年度から) <厚生労働省、経済産業省>	【厚生労働省・経済産業省】過去に案件形成支援を行った事業の検証を踏まえ、課題や工夫のポイント等を医療・健康及び介護分野の手引きにまとめ、令和3年9月に公表した。令和4年度も引き続き、PFSの普及促進に向けた対策の検討を進める。 【経済産業省】個別事例として広島県SIB事業における事業結果や改善点等を総括レポートにまとめ、令和4年1月に公表した。	
	(エ) PFSの 普及啓発	● セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してPFSの活用を働き掛ける。(令和2年度から) <厚生労働省、経済産業省>	【厚生労働省・経済産業省】地方公共団体や民間事業者等に対してPFSの活用を働きかけるため、内閣府・厚生労働省・経済産業省・東北経済産業局との共催により、令和4年1月に仙台市でセミナーを開催した。また、分野別手引きについて、全都道府県・市町村に周知を行った。令和4年度も引き続き、情報提供や普及啓発を進める。	
	(オ) 交付金・ 補助金等の既存 の制度枠組みに おけるPFS事 業の普及促進策 の実施	● 国民健康保険の保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)において、特定健診などの分野を含め保険者から民間事業者に委託してPFS事業を実施する場合の成果連動部分を補助対象とする。(令和2年度から) <厚生労働省>	【厚生労働省】令和2年度以降、国民健康保険の保険者努力支援交付金において、PFS事業を実施する場合の事業実施経費も交付対象としており、令和4年度も継続予定。なお、令和3年度において、交付対象となったPFS事業の件数を把握できるように申請様式の改正を行った。	【青柳氏】保険者努力支援交付金の活用状況について把握できるようにしたことは重要。把握した結果について、金額や比率などを含む事業内容を分析して取りまとめ、共有されたい。また、本事業を含め、各省事業において蓄積されたPFSに関する情報については、内閣府ポータルサイト等で、一元的に利用できるようにすることが望ましい。

番号	項目	記載	取組状況及び今後の予定	民間の有識者からの意見
3 (2)	(オ) 交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるPFS事業の普及促進策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の保険者機能強化推進交付金等においても、地方公共団体の介護予防等の取組におけるPFSの活用を評価する指標を新たに設定する。(令和2年度から) <厚生労働省> 	<p>【厚生労働省】令和3年度の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援金の指標において、NPOや民間サービスなどに高齢者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施しているか否かを設定しており、令和4年度においても、引き続き当該指標を設定している。</p> <p>また、地方公共団体の得点獲得状況については、令和3年度から厚生労働省HPにおいて公表(見える化)しており、地方公共団体の得点獲得状況も踏まえ、引き続き評価指標の在り方について検討していく。</p>	<p>【青柳氏】保険者機能強化推進交付金における成果連動の事業について、金額や比率などを含む事業内容を分析して取りまとめ、共有されたい。また、本事業を含め、各省事業において蓄積されたPFSに関する情報については、内閣府ポータルサイト等で、一元的に利用できるようにすることが望ましい。</p>
	イ 再犯防止分野 (ア) 分野別のPFS事業実施のための手引きの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 再犯の防止等の推進に関する法律では、国のみならず地方公共団体においても、再犯の防止等に関する施策を実施する責務があることが明記されたこと、同法に基づき策定された再犯防止推進計画では、7つの重点課題の一つに地方公共団体との連携強化が掲げられていること等を踏まえ、地方公共団体に対し再犯防止分野におけるPFSの活用を働き掛ける。そのため、共通のガイドライン等を踏まえた上で、地方公共団体が事業を実施する上で参考となる成果指標や支払条件等の例示等を盛り込んだPFS事業実施のための参考となる手引きを作成する。また、当該手引きにおいては、例えば以下の点を盛り込むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ☑ 再犯防止分野における成果指標の設定を始めたPFS事業の実施手順の例示 ☑ 成果指標の改善状況に応じた支払額等や支払条件等の例示 ☑ 分野の特性を踏まえた具体的な成果指標の評価方法や評価実施体制の例示 ☑ 成果指標の評価に必要な期間を確保するために複数年契約でPFS事業を実施した場合の実施手順(債務負担行為での実施等)の例示(令和3年度から) <法務省> 	<p>【法務省】令和3年度から法務省において実施しているSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業(以下「法務省SIB事業」という。)について、地方公共団体における事業の参考となるよう、成果指標等の情報をPFSポータルサイトに公表することとしている。</p> <p>また、当該事業の導入に当たって検討した事項を整理する等、再犯防止分野の手引きの作成に係る所要の準備を進めており、令和4年度中に共通のガイドラインや法務省SIB事業の実施状況等を踏まえ、再犯防止分野の手引きを作成、公表する予定である。</p>	<p>【青柳氏】法務省においては様々な制約の中で情報発信に努めていると理解している。医療・健康、介護分野と比べて、積極的に事業形成を行う地方公共団体は少ない状況を考慮すると、手引きについては、全地方公共団体向けというよりも、関心の高い団体に特に参考になるように、個別の勉強会を開きながら作成することも一考される。</p>
	(イ) 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合にどのような政策効果(インパクト)を期待し得るかについて先進的な事例や研究等をもとに参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。(令和2年度から) <法務省> 	<p>【法務省】令和元年度に実施した調査研究の結果を法務省HPに公開している。</p> <p>今後、法務省SIB事業の成果を踏まえ、同事業を通じて明らかになった情報等についても、今後手引きに掲載するなどして地方公共団体や民間事業者に提供することを予定している。</p>	
	(ウ) 事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度に法務省が実施した調査研究の結果を踏まえ、再犯防止分野におけるPFSによるモデル事業実施に向け、同事業における成果指標や支払条件等の詳細化や具体的なデータ活用の方法の検討・決定といった準備を行う。(令和2年度) <法務省> 	<p>【法務省】令和3年度から令和5年度までの3年間を事業期間として、再犯防止分野で国内初となる法務省SIB事業を開始した。同事業では、学習支援以外に相談支援の要素も取り入れ、成果指標に関し、「専門家によるアセスメントの結果、再犯に関するリスクが変化したのか」、「支援対象者が再び非行に至ったか否か」等の再犯防止分野において汎用性のある指標を設定している。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体においても、再犯防止分野でPFSを活用する際の参考となるよう、成果指標の評価の基盤となるデータの整備や適切な成果指標及びその評価の在り方等について検討する。(令和2年度から) <法務省> 	<p>【法務省】地方公共団体に対して、再犯防止推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータの提供を行っている。</p> <p>また、地方公共団体が再犯防止分野でPFSの活用を検討する際の参考となるよう、引き続き、成果指標の評価の基盤となるデータを整備するとともに、法務省SIB事業の成果を踏まえ、適切な成果指標及びその評価の在り方についても検討を進めることとしている。</p>	

番号	項目	記載	取組状況及び今後の予定	民間の有識者からの意見
3 (2)	(エ) PFSの普及啓発	<p>● 令和元年度に法務省が実施した調査研究の結果等も踏まえつつ、地方公共団体に対し、各種会議等の場における情報提供等を通じ、PFSの活用を働き掛ける（令和2年度から）＜法務省＞</p> <p>● PFS活用のための地方公共団体と民間事業者や大学、研究機関の間の連携、情報共有を促進する。（令和2年度から）＜法務省＞</p> <p>● 再犯防止分野におけるPFSの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。（令和2年度から）＜法務省＞</p>	<p>【法務省】法務省SIB事業の開始に当たり、法務省、事業者、資金提供者がそれぞれ連携してプレスリリースを行う等、幅広い広報活動を行った。</p> <p>また、民間事業者の主催する研究会への参画を通じるなどし、地方公共団体に対して、法務省SIB事業に関する情報提供を行うこととしているほか、内閣府の協力を得て、地方公共団体に対し、再犯防止分野におけるPFSの活用を働き掛けることとしている。</p> <p>【法務省】令和3年度、民間事業者の主催する研究会への参画を通じて、地方公共団体、民間事業者、大学、研究機関とのネットワーク構築を図っている。</p> <p>また、金融庁主催のソーシャルボンド活用に関する検討の場において、民間事業者に共有されることを見据えて、再犯防止の取組において考え得る成果指標等についての情報提供を行っている。</p> <p>【法務省】法務省SIB事業を通じて、PFSの普及促進において改善が必要な制度や課題等の把握に引き続き努めていくこととしている。</p>	
アクションプランに定めない取組に関する提案			<p>【内閣府】社会的コストの算出方法について国内外の先行事例等の調査研究を行い、PFS事業の効果を系統的に検討するフレームワークの作成に向けて検討を進めている。</p> <p>令和4年度には、引き続き社会的コスト調査を実施する予定である。同調査の結果は公表に向けて取りまとめるとともに、共通のガイドラインへの反映の仕方について検討する。</p> <p>令和3年度、全国のPFS事業における新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査を実施した。令和4年の早いうちに結果を公表予定。</p> <p>【厚生労働省】健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するために、健康保険組合が成果連動型民間委託契約方式で保健事業を実施するにあたり、成果連動型民間委託方式の事業のスキーム構築のために係る費用を補助している。</p> <p>また、令和4年度においては、複数年度にわたる成果連動型民間委託契約方式による保健事業を国庫債務負担行為にて補助することを予定している。</p>	<p>【青柳氏】アクションプランの見直しに向けて、検討材料となる情報を収集する必要がある。自治体向けアンケートにおいて、どこに課題があるか仮説検証できるような設計をするとともに、できれば少数の自治体により詳細なヒアリングをすることが有効である。</p> <p>事例紹介やマニュアルの整備は、どのような政策分野でも行われているところ、その全てに通じることは地方公共団体には困難である。PFS事業の検討、実施に向けた後押しをするためには、地方公共団体内のある領域のPFS事業経験が他の領域での事業形成に展開する横浜市などの団体の例や、PFS事業のキーパーソンを紹介するなど、新たな働きかけも有効ではないか。</p> <p>コロナ影響調査を見たところ、不測の事態において契約の変更を検討する団体が少ない印象を持った。不測の事態、確立されたエビデンスも乏しい状況が発生した際、契約済のPFS事業において、どのように対応をするか指針を検討することも一考される。</p> <p>【金子氏】コロナ影響調査の結果を見ると、事業内容を見直しているにも関わらず、契約変更した団体が少ないが、当事者間で合意しているものだと考えられる。一方で、第三者からは、当初契約に定められた業務を履行していないように見えるため、契約に基づいたチェックがされた場合、市民や税務当局から問題視されるリスクがある。また、コロナ等による不可抗力で、当初予定されていた国の補助金・交付金の対象業務を途中まで履行できなくなった場合にも、補助金・交付金が一切支給されないことになると、事業者の関心、意欲を削ぐことになる。こうした際、臨機応変に対応できるように、フレームを整理し、取扱いを定めておくことが望ましい。</p> <p>【幸地氏】現状のPFS事業は、行政目線が強いように感じる。事業者目線で参画しやすく、またその先の市民目線も踏まえた事業設計が重要。実施した事業においては、事後に受益者の声を拾い、今後の設計に組み込むことを推奨したい。</p> <p>自治体側が、成果指標の測定や支払い条件の設定など、他の団体に参考になる情報を公開しない場合があり、透明性と客観性の確保は課題である。</p> <p>これまで蓄積されてきた事例等から得られた知見を踏まえ、PFS事業の適用が可能、適当な条件を整理することが望ましい。また、既存の支援内容に加えて、パイロット事業などに対する支援も必要だと考える。</p> <p>コロナ影響調査に関して、予測不能な事象への対応など、決まった枠組みのない情報は、プラットフォームなどの場を活用し、実施団体間でリアルタイムに共有できることが望ましい。</p>

※令和3年度フォローアップでヒアリングした民間の有識者

一般財団法人社会変革推進財団 専務理事 青柳 光昌 氏
株式会社三井住友銀行 サステナブルビジネス推進室 室長 金子 忠裕 氏
ケイスリー株式会社 代表取締役 幸地 正樹 氏